

認知症基本法の成立を受けて日本認知症予防学会が取り組むべき課題

浦上 克哉

鳥取大学医学部保健学科認知症予防学講座

2023年6月14日、認知症予防の日に認知症基本法が成立した。しかし、そのタイトルは共生社会の実現に向けた認知症基本法ということであり、予防という言葉はない。8つの施策が示されているが、予防は8番目の施策として取り上げられており、必要にして最低限な内容である。よく読んでもらわないと予防に気づかない人も多いと思われる。しかし、世の中の流れは、認知症は2025年には700万人を超えると推計されている。さらに、新型コロナウイルスのパンデミックにより認知症患者数の増加が懸念されている。700万人という数字は、表現を変えると65歳以上の5人に1人という恐るべき実態を示している。認知症予防としては、認知症になる人を減らし、認知症への進展を遅らせ、認知症の増悪を予防する、一次予防から三次予防までの取り組みをトータルに且つシームレスに行っていく必要がある。認知症予防のエビデンス創出については早急には難しいが、少しづつ着実にエビデンス認定される予防法やサプリメントが増えている。J-MINT研究の良い成果が本学会で報告されることが期待される。人材育成においては、本学会では認知症予防専門士制度、認定認知症領域検査技師制度(日本臨床衛生検査技師会と協力して運営)、認知症予防専門医制度に加えて、認知症予防専門看護師制度、認知症予防専門薬剤師制度(日本薬剤師会と協力して運営)を行っている。資格取得者は年々増えているが、全国レベルでみるとまだ大きく不足しており、更なる資格取得者を増やしていく必要がある。コロナ禍でさまざまな取り組みが中止あるいは停滞していたが、コロナの取り扱いが5類に変更になり感染予防をしながら学会活動にしっかりと取り組んでいきたい。今年度6月11日に認知症予防の日記念式典を開催したが、認知症予防への理解を深めるための啓発活動を推進していかないといけない。